

最良執行方針

TaoTao 株式会社

この最良執行方針は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第2項第2号イに基づき、お客さまのご注文を、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

1. 対象となる暗号資産

当社が取扱う暗号資産は、資金決済に関する法律第2条第5項に規定される「暗号資産」で、それぞれについて取扱う取引の種類は、以下のとおりとなります。

- | | |
|---------------------|----------------|
| ・ ビットコイン (BTC) | 〈現物取引、レバレッジ取引〉 |
| ・ イーサリアム (ETH) | 〈現物取引、レバレッジ取引〉 |
| ・ ビットコインキャッシュ (BCH) | 〈レバレッジ取引〉 |
| ・ ライトコイン (LTC) | 〈レバレッジ取引〉 |
| ・ リップル (XRP) | 〈レバレッジ取引〉 |

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社が運営する取引システム上で所定の取引ルールに基づき約定執行することを基本方針とし、お客様の売買注文について当社が相手方となって取引を行う店頭取引です。当社は、お客様の注文時に、売買別にそれぞれ異なる取引価格を提示いたします。

3. 当該方法を選択する理由

当社は、主として暗号資産販売所を運営する業務を行う暗号資産交換業者であり、他の暗号資産交換所へ取り次ぐ等の業務は行っておりません。

当社のお客様は、その注文が当社の運営する販売所上で約定執行されることを期待していると考えられるため、上記の執行方法を提供することがお客様のニーズに合致する最も合理的な方法であると判断されるからです。

4. その他

システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づき選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合であっても、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

2020年5月1日(制定)